

報道機関各位

記者発表資料

平成21年2月19日(木)

問合せ先：産業廃棄物指導課

担当：指導係 石井、中村

電話番号：048-827-8508

産業廃棄物処理業者に対する行政処分について

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律137号。以下「法」という。)の規定に基づき、下記のとおり産業廃棄物処理業者に対する行政処分を行いました。

記

1 産業廃棄物処理業者の住所、名称及び許可内容

(1) 住 所 埼玉県川口市西川口二丁目15番3号

(2) 名 称 有限会社 今野商会(代表取締役 今野義也)

(3) 許可内容 産業廃棄物収集運搬業(積替え保管を除く)

2 行政処分の内容

産業廃棄物収集運搬業の許可の取消し

3 処分年月日

平成21年2月12日

4 処分理由

有限会社今野商会は、少なくとも平成15年4月1日から平成20年3月31日までの間、使用済みの廃消火器をさいたま市岩槻区大字加倉字川通3-4外さいたま市内にある同社事業場において受け入れて積み置き、また解体分別等の処分行為を反復継続して行っていたことは、法第14条の2第1項及び法第14条第6項に違反している。

このことは、法第14条の3の2第1項第2号に規定する許可の取消事由に該当する。